

# 原発避難生活史 (1) 事故から本避難に至る道

## —原発避難者新潟訴訟・原告 237 世帯の陳述書をもととした量的考察—

高橋 若菜・小池 由佳\*

### はじめに —目的と方法—

本稿は、福島原発事故に伴い広域避難をした避難者の避難生活史を、原発避難者新潟訴訟における原告 237 世帯の陳述書をもととして、量的に考察することを目的としている。避難世帯は、従前はどのような生活を送っていたのか。事故後、放射線被ばくリスクとどのように向き合い、どのように避難を決断したのか。なぜ初期避難をし、あるいは一帰還し、そしてなぜ再避難を決めたのか。生活史第一編となる本稿では、事故前から本避難に至るまでの過程を、量的データに基づいて構成することをめざす。

### 1. 原発避難裁判と陳述書

最初に、原発避難者新潟訴訟の位置づけについて、手短かに確認しておこう。

2011年3月に起きた東京電力福島第一原子力発電所事故による被害を救済するために、損害賠償訴訟が全国各地で提訴されている。被害救済には、東京電力による直接請求が可能である。直接請求では、原子力損害賠償紛争審査会が定めた中間指針に基づいて標準的な被害額が算定されている。しかし、避難指示区域外からの避難者は多くのケースで賠償対象から漏れている。そもそも加害者主導の損害賠償の在り様は、一面的で不十分であるとも指摘されている<sup>1</sup>。そこで、直接請求

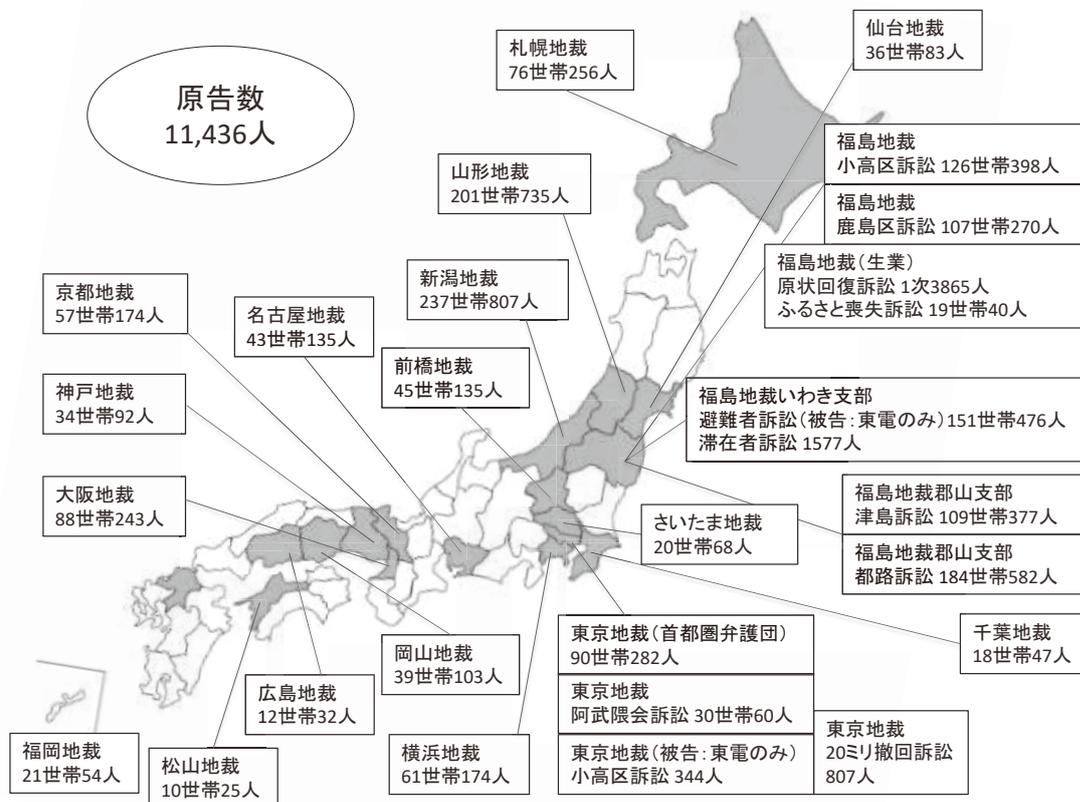


図 1 原発損害賠償訴訟の広がり (～ 2016.9)

\* 新潟県立大学教授

では不服である場合に、避難者は、簡素な原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）への申立ても可能である。しかしながら、ADRを通じた賠償額は、通常低く抑えられがちであり、多くの避難者の不服を招いている。そうした背景から、損害賠償を求めた避難者訴訟が、全国各地で提訴されるにいたった。

図1に、2016年9月までに提訴された訴訟案件を示した<sup>2</sup>。18都道府県にわたり28の案件が提訴されている。福島地裁を除けば、ほとんどは福島県外への広域避難者による損害賠償訴訟である。このうち、237世帯804人と最大規模であるのが、本稿で取り扱う原発避難者新潟訴訟である。

## 2. 量的データ作成の経緯と手順

原発避難者新潟訴訟では、原告の全世帯の方々が、避難に伴って並々ならぬ不安と喪失を経験していることを述べた「陳述書」が、裁判資料として提示されている。「陳述書」は、ほぼ共通の質問項目に基づいて作成されており、避難世帯の実情を詳細かつ包括的に示すものとなっている。具体的には、原告の家族構成や居住地域、勤務状況など従前の居住状況からはじまり、事故後の避難状況、避難の理由、被害状況（人格権侵害、人格発達権侵害、居住・移転の自由、ふるさと喪失）に至るまでが含まれる。

先述の通り、237世帯804人の避難者による訴訟は、日本最大規模である。そのため新潟弁護士事務所は、「陳述書」一式は、裁判資料としてだけでなく、学術的、歴史的にも貴重な資料になるのではないかと考え、2017年2月、筆者である高橋と小池に、陳述書の分析とその活用について打診した。その際、個人情報に関わる部分をマスキングした陳述書のサンプルが、複数通、筆者らに提供された。これを受けて、筆者らは、陳述書から読み取れる被害の多様性・深刻性・普遍性を質的量的に表現する方法について、模索を進めてきた。

弁護士事務所と筆者らが、重ねて協議した結果、陳述書作成を担当した弁護士が、一定の質問項目リスト<sup>3</sup>に入力する形で、情報伝達を行い、量的データを作成することになった。具体的には、筆者らは質問項目リストの作成と分析を、各担当弁

護士は陳述書内容の入力を行うことで、合意が得られた。

以上のような手順を経て、個人情報特定できない統計的データとして、陳述書の内容を可能な限り詳しく知ることができる、量的データが作成されるにいたった。ただし、量的データには、家族構成や居住地域など、複数の項目を中心に、若干の入力ミスと見受けられる箇所も存在した。そこで、弁護士事務所と協力して、ローデータを陳述書本文とも照合させて確認作業を行い、量的データの精度向上をはかった。

## 3. 量的データの統計的留保

以上に述べた量的データは、避難世帯の多様な生活状況をうかがい知るには有効である。ただし、統計的には、若干の留保が必要である。第一に、今回の記述はあくまでも裁判に参加した避難世帯についてのものであり、新潟への避難世帯全体を代表するものではないということである。裁判に参加しているという点において、全体と比べて、避難生活上何らかの困難を経験している割合が高いかもしれない。一方で、困窮の度合いが極めて厳しい世帯は、陳述書を作成する余裕もなく、裁判に参加する機会も得ていないかもしれない。そうした傾向は、筆者らが別途行った質的調査からすでに明らかになっている<sup>4</sup>。他方、裁判に参加するという点において、東京電力や政府に対してより不服を感じる割合が高い可能性もある。これらの可能性に鑑み、データの記述に際しては、あくまでも裁判に参加している避難世帯についてのものであることを確認しておきたい。

第二に、本量的データは、調査対象者に対して同一条件の調査によって集められたわけではないということである。通常、質問紙調査をおこなう際には、すべての対象者に同じ質問項目を提示することを方法論上の条件としている。だからこそ母集団における代表性が担保される。しかし今回のデータは、あくまでも陳述書に書かれている内容をもとに、調査票の各項目に該当するかどうかを陳述書作成を担当した弁護士が入力する形式をとっている。この際、作成されている陳述書に、調査項目のすべてが網羅されている保証はない。つまり、ある被害に関するデータがないのは、そ

の項目に当てはまらないからかもしれないし、尋ねられていないだけかもしれない。しかし、両者を分別することはできないのである。このようなデータ収集の特性を踏まえると、それぞれの項目において、該当する割合が全体的に低く析出される可能性が生ずる。以上のような留保を踏まえ、本意見書は、具体的な数値を厳密に出すというよりは、全体的な傾向を示すことに主眼をおいていることを、断りおきたい。

#### 4. 考察の方法—全体把握と区域内外避難の比較—

以上に述べた量的データを用いて、本稿では、福島原発事故やそれに伴う避難による生活への影響について、全体傾向の確認と区域内外比較を行う。具体的には、本件訴訟原告全 237 世帯の状況を把握し、さらに「区域内避難」59 世帯、「区域外避難」178 世帯の順に並べて被害の出方を比較対照し、被害の多様性や深刻性を把握することをめざす。

なお母数は、基本として、全体が 237 世帯、区域内避難は 59 世帯、区域外避難は 178 世帯である。ただし、問によっては、対象者が回答をスキップしていて、少なくなっている場合もある。また、問の内容からして、該当しない世帯については、母数から除いているケースもある。こうしたケースでは、母数がそれぞれ総世帯数よりも少なくなっている場合もあることを断りおく。逆に、子どもの人数など、世帯数ではなく、のべ人数で把握したところもある。こうしたところでは、母数はむしろ世帯数よりも多くなる場合もあることを付記しておく。

ところで、先述の通り、原告団 237 世帯のうち、24.9% が区域内、75.1% が区域外であった (図 2 参照)。2014 年度の新潟県による避難者調査では、過半数が区域外出身であったが (高橋、2014)、本調査における区域外の割合は、さらに高い。このこと自体が、区域外避難世帯の経済的な苦境と、支援や補償が欠落していることを物語っている。

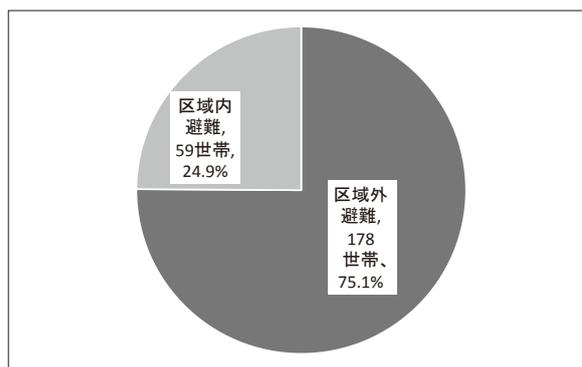


図 2 原告 237 世帯の内訳

#### 1. 対象者の基本的属性

それでは、まず、避難世帯の基本的属性から確認していくとしよう。

##### 1. 陳述書作成者 (問 6)

図 3 は、本調査データの回答者である陳述書作成者について確認したものである。全体に女性が多く、とりわけ、区域外では 73.0% が女性となっている。一方区域内では男性が 59.3% であるのに対して、女性は 40.7% に留まっている。区域内外で陳述書作成に差異がみられたのは、区域外避難に母子避難、夫婦分離が多いという事実と整合している。

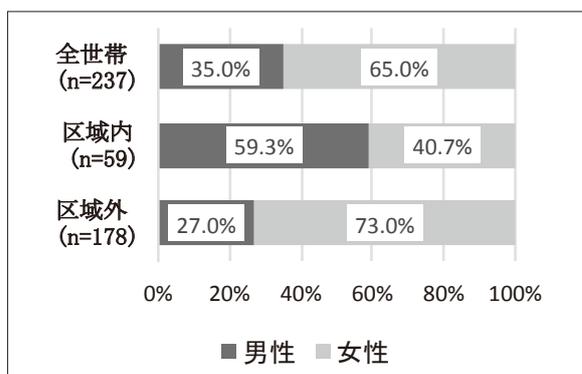


図 3 陳述書作成者

#### 2. 事故前の居住地

次に、対象者の事故前の居住地区について、図 4 より確認しておこう。全体的にみれば、県北、浜通り、県中・県南が拮抗している。しかし、区域内外では、大きな差異がみられる。

まず区域内は、ほぼ浜通りで占められている。これは避難指示があった地域は、田村市の一部 (県北に該当) をのぞき、ほぼ浜通りに位置しているためであるが、区域内避難の半数は双葉郡 (大熊

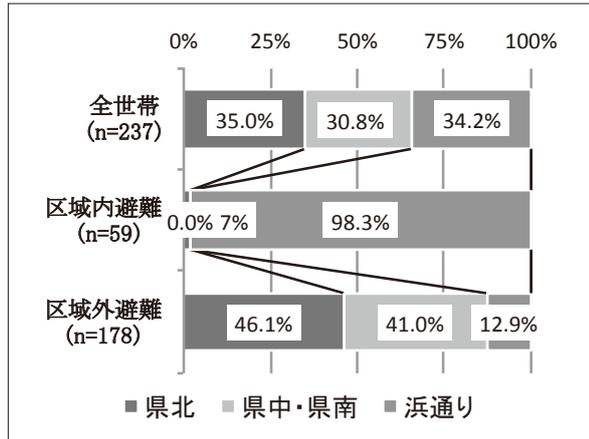


図4 事故前の居住地

町、楢葉町など)であり、残りの半数は南相馬市であった。南相馬市の割合が高いのは、事故直後に、当時の南相馬市長の要請を受けて、新潟県が避難用バスを差し向けたという経緯が背景にひかえている。一方、区域外では、福島市や伊達市等の県北が46.1%と最も多く、郡山市などの県中・県南が41.0%、浜通りは12.9%にすぎなかった。県北、県中・県南地域はまとめて中通りとも呼ばれるが、中通りだけで87.1%を占める。中通りからの避難が多いのは、県北の伊達市などでは避難勧奨地点が特定されたように、線量が高い地域が散在するためといえる。

3. 家族構成 (問7、問8に基づく)

図5～7は、避難世帯の家族構成と、その変化を示している。全体で見れば、核家族(子育て世帯)が約半数と多かったが、陳述書作成時には35.9%と減少した。全体の2割を占めた三世帯家族も5.9%へと激減した。変わりに激増したのは、ひとり親世帯(5.5%→32.9%)や単身世帯(6.8%→12.7%)であった。母子避難が多いことが改めて確認できる。

一方、区域内は、核家族(子育て)、三世帯家族、子のいない核家族、単身世帯がいずれも約2割であった。ところが陳述書作成時には、単身世帯の割合が最も多い3割となり、三世帯家族が減少した分、ひとり親世帯や核家族(子育て世帯)が多くなった。事故後に、高齢避難者の孤立化、三世帯家族の解体が、顕著であることがわかる。一方で、ひとり親世帯の増加は、区域内からも母子避難があることを示している。

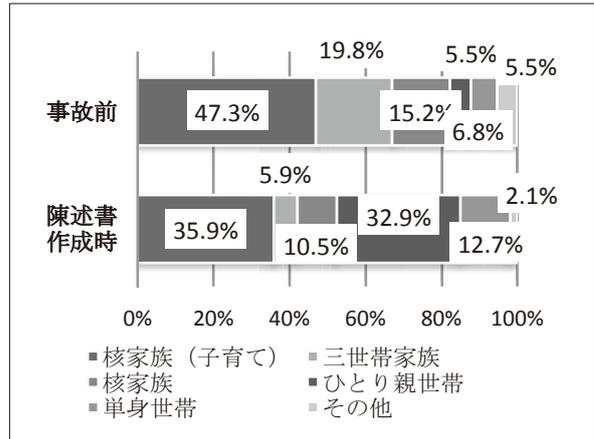


図5 家族構成の変化 (全世帯、n=237)

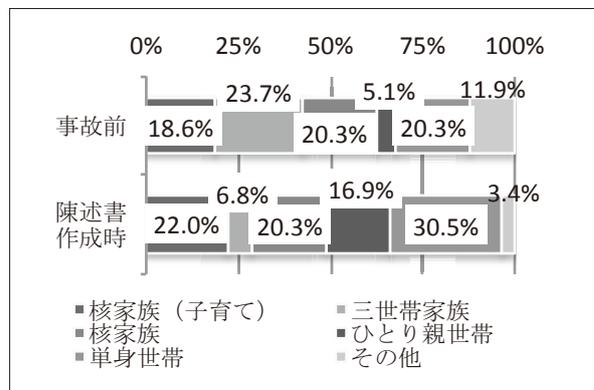


図6 家族構成の変化 (区域内、n=59)

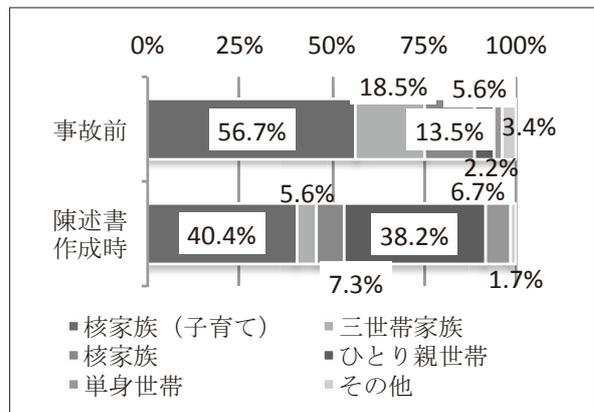


図7 家族構成の変化 (区域外、n=178)

表1 平均世帯人数の変化

	事故時	陳述書作成時
全体 (n=237)	3.71	3.00
区域内避難 (n=59)	3.51	2.47
区域外避難 (n=178)	3.77	3.18

区域外は、核家族（子育て）の割合が大幅に減少し（56.7% → 40.4%）、ひとり親世帯が激増した（5.6% → 38.2%）。三世帯家族の解体や、単身世帯の増加という傾向もみられる。

このような家族構造の変化は、表1に示した通り、平均世帯人数の変化にも如実に顕れている。事故時、全体で3.71人であったところ、陳述書作成時には3.00人へと減少した。区域内避難の方が3.51人から2.47人へと減少の幅が大きく、高齢者の単身世帯の増加を示唆している。

一方、図8は、子育て区域外避難の特徴がうかがいあがる。全体では78.9%、区域外避難では87.9%が、子育て世帯に該当している。ただし、子育て世帯の割合は、区域内でも半数を超えていることも付記しておこう。子を守るための避難という特色が強いことを物語っている。

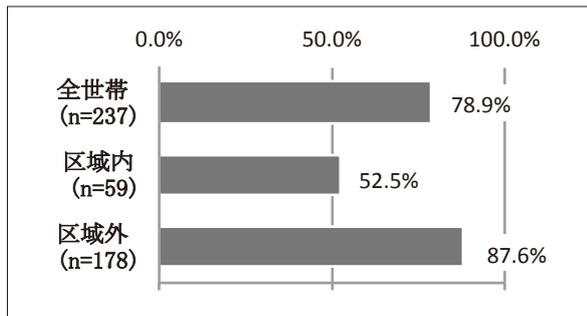


図8 子育て世帯の割合

4. 震災当時の居住形態 (問 11)

図9に、事故前の居住形態を示した。区域内外いずれにおいても持ち家が5-6割、賃貸が3-4割と大差がない。ただし、持ち家の中でも、実家に住んでいるケースは区域内では38.5%と、区域外の34.8%よりも多く、区域内の三世帯世帯の多さを裏付けている。逆に、核家族で持ち家に住む世帯は、区域外が22.8%、区域内は17.3%であった。

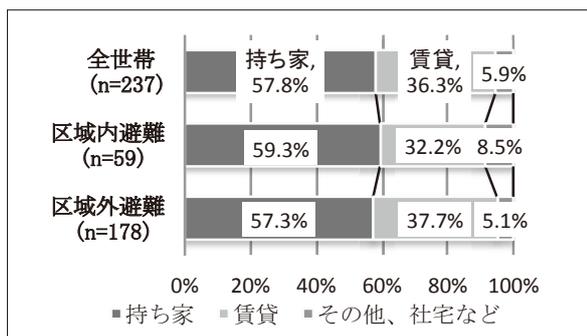


図9 事故前の居住形態

5. 震災時の就労状況 (問 10)

続いて、震災時の就労状況を表したのが、図10・11である。全体では75.0%がフルタイムで働いており、自営業14.4%を含めれば9割がた職に就いている。区域内外比較では、区域内避難世帯における、自営業の割合が19.6%と高く、一方区域外避難では、フルタイム従事者の割合が高い。

逆に女性は、無職が38.1%と高く、とりわけ区域外では41.9%を占めていた。一方、フルタイムで働く割合は、全体は24.8%であったが、区域内は28.8%と、区域外18.3%よりも顕著に高くなっている。区域外の方が子育て世帯率が高いことと合わせ考えれば、区域外避難者層では、女性の就業率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブに合致していることがわかる。

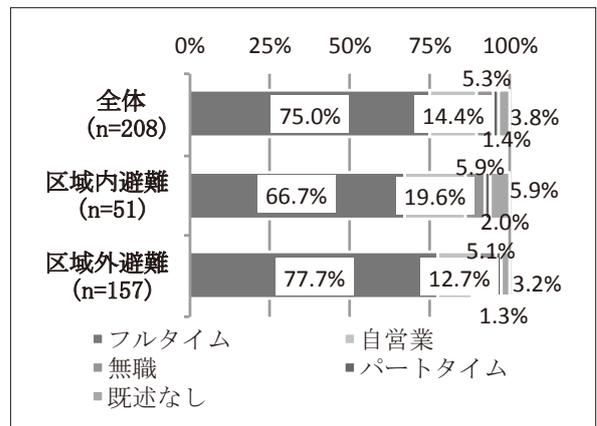


図10 事故前の男性の仕事

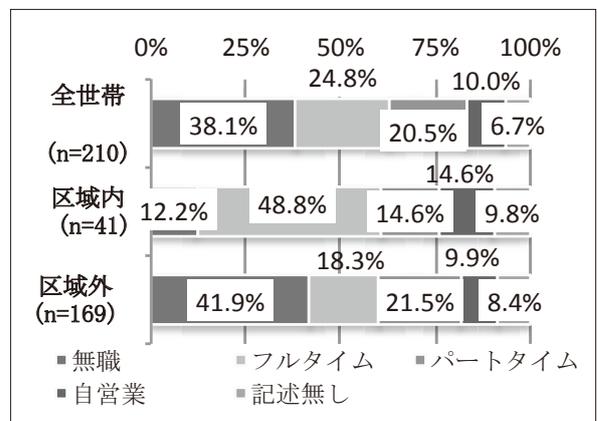


図11 事故前の女性の仕事

## 6. 小括

本節では、どのような世帯が避難しているのか、その基本的属性を確認した。ここで明らかになった特徴を確認しておこう。

第一に、区域外避難が区域内避難の3倍あり、その大半は、子育て世帯であるという点である。国民生活基礎調査によれば<sup>5</sup>、震災前年の2010年、児童のいる世帯割合は全国25.3%（福島県は26.2%）であった。これと比べれば、避難世帯の8割が子育て世帯というのは、極めて高い割合である。

第二に、持ち家が6割近く、賃貸が3割強と、持ち家からの避難の方が多いと言う点である。ただし、福島県の2008年の持ち家比率は68.8%であったことを踏まえれば<sup>6</sup>、持ち家比率はむしろ県平均より10%低い。このことは、住居代替性の低い持ち家層にとっての、避難の困難性を示唆している。

第三に、世帯人数についてである。2010年の県平均が2.82人（国勢調査に基づく）であったことからすれば、避難世帯は平均より遥かに高かった。子育て世帯が多いことが、要因であろう。これに対し、避難後は激減する。とりわけ区域内では、平均世帯人数が、1.0人以上も減少した。区域内では、三世代世帯の解体や、単身世帯化が急激に進行したのである。他方、子育て世帯が9割近くを占める区域外では、三世代家族の解体とならんで、母子避難によるひとり親世帯が激増した。いずれの変化も、対象者が、従前住み慣れた土地でのコミュニティから切り離され、孤立化、アトム化を深めることを意味している。避難生活の質の低下が免れ得ないことが、示唆される。

## II. 原発事故と初期避難

それでは、避難世帯が、いつどのように事故を知り、避難を決断したのだろうか。その結果、どのような困難を抱えるに至ったのだろうか。以下にデータをみていくとしよう。

### 1. 事故を知った経緯（問13）

図12に、原発事故を知った経緯を示した。区域内、区域外問わず、報道を通して知った世帯が75.2%と最も多く、とりわけ区域外は84.2%を

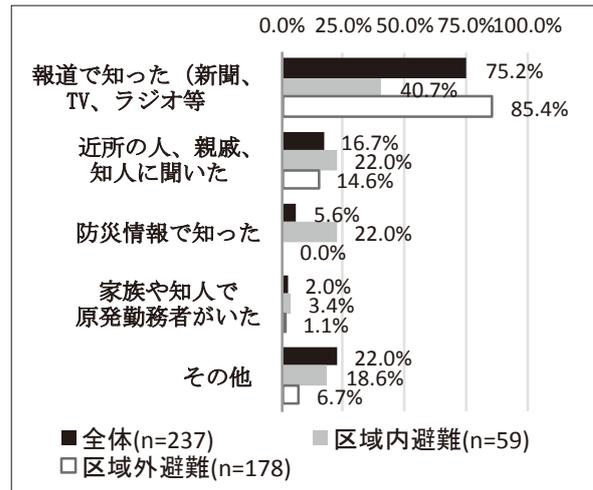


図12 事故を最初に知った経緯

占める。一方、区域内避難では「報道で知った」(42.0%)「防災情報で知った」(24.0%)「近所の人、親戚、知人に聞いた」(20.0%)と続いた。その他では、爆発音を聞いたと言う回答もあり、切迫した状況もあったと推測される。区域外避難では84.2%が報道を情報源としている。防災情報に接した区域外の被災者は、わずか0.5%であった。

### 2. 事故直後の初期対応（問15）と避難のタイミング（区域内避難）（問14）

では、事故情報に接した避難者たちは、いつ避難をしたのであろうか。図13によれば、すぐに全員で避難したと言う回答が最も多かった。ただし、区域内避難世帯の79.7%がすぐに避難したのに対し、区域外世帯では、33.7%に留まり、家族や知人等と相談した(32.1%)、TVやネット等を通じて調べた(25.5%)、「家の中で、換気扇を止める、窓を開けない等自衛策を取った」といった対応が多く、「すぐに母子だけで避難した」ケースも16.3%あった。母子避難の起源は、このときに既にはじまっている。

ここで確認しておきたいのは、区域内避難の全員が、避難指示により避難をした訳ではないことである。図14は、区域内避難者による避難のタイミングを表している。これによれば、避難指示によって避難した世帯は、52.0%と約半数に留まり、24%は避難指示前に既に避難し、避難後に指示を知ったことが確認できる。区域外避難者は、無論、避難指示がないため、全体の8割以上が、避難指示なきまま避難をしたことになる。

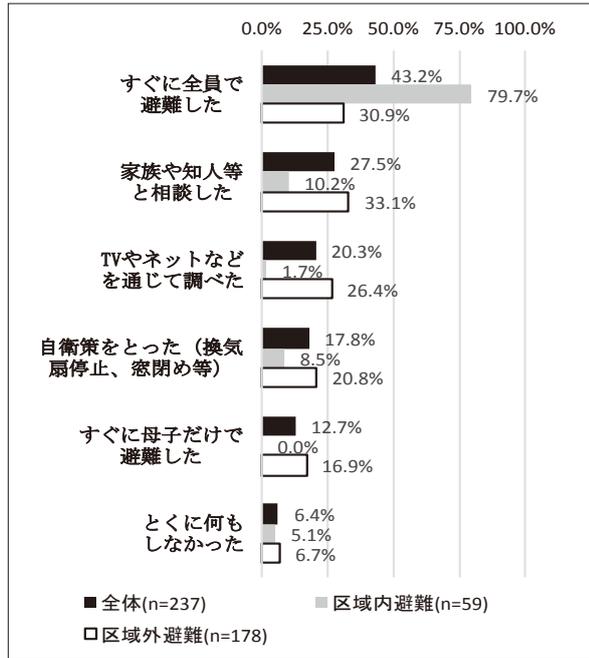


図 13 事故後の初期対応

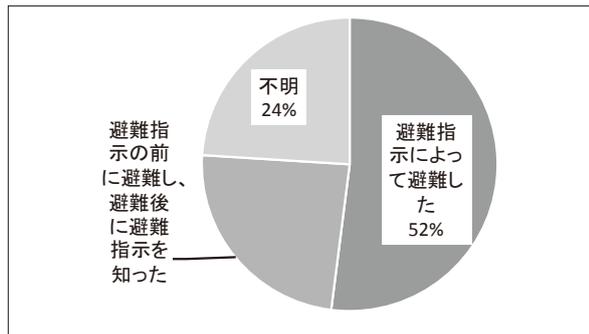


図 14 避難理由 (区域内避難 n=59)

### 3. 最初に避難した時期 (問 16)

区域内外の避難世帯の、事故直後の初期対応の違いは、最初に避難した時期の違いに如実に顕れている。図 15 によれば、全世帯の中では、2011年3月14日までに避難した世帯が41.0%、同3月末までの避難が32.3%、同4月以降が26.6%と

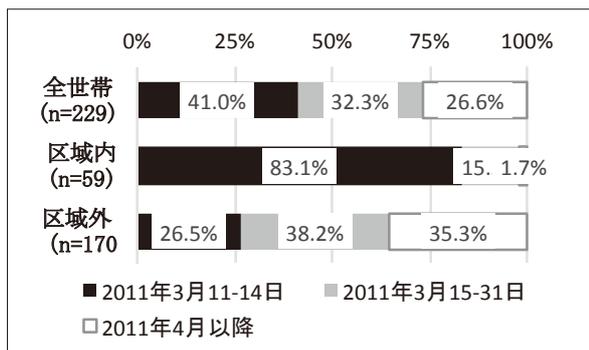


図 15 最初に避難した時期

なっている。これに対し、区域内避難者の82.7%は2011年3月11日～14日と、初期避難の時期が早かった。

避難指示がなかった地域においても、浜通りの5割以上は2011年3月11日～14日に避難していることが、図 16 からわかる。これに比べて、浜通り以外の地域での最初の避難時期は概して遅く、2011年3月15日以降の避難が県中・県南では7割近く、県北は9割近くにもものぼる。最初の避難時期が2011年4月以降である世帯が、県北では40.2%、県中・県南では34.2%を占め、とりわけ夏休み前後が多くなっている。2013年になってから最初の避難をした世帯もあった。

### 4. 初期避難のきっかけ (問 17)

2.3.2 にて述べたように、区域内でも約半数、区域外では全世帯が、避難指示なきまま初期避難を選択していた。なぜ、避難者たちはそのような選択を行ったのだろうか。図 17 によれば、最も多かった回答は、「子どもや胎児への健康影響への懸念・不安」である。全世帯のうち65.8%、区域外避難だけに限れば77.6%の世帯が選択していた。

一方、区域内避難では「避難指示が最初からあった」(45.8%)が最も多く、「知人や家族から避難を進められた」「子どもや胎児への健康影響への懸念・不安を感じた」がそれぞれ3割程度と続いた。

区域外避難に突出して多かったのは、「指示はないが、ネットなどで色々と調べた」(28.7%)、政府の発表に不信をもった(24.5%)であり、「自分で入手した機器ではかり、生活圏内の(放射性物質の)数値が高かった」「子どもの健康状況

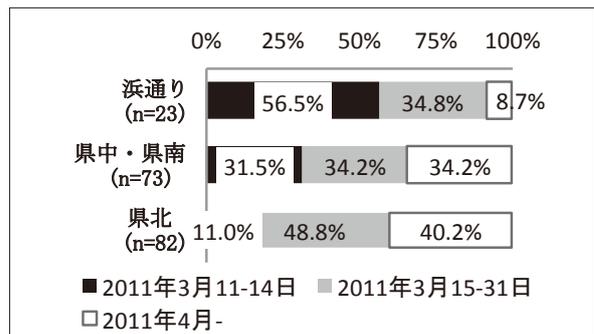


図 16 最初に避難した時期 (区域外避難、地域別)

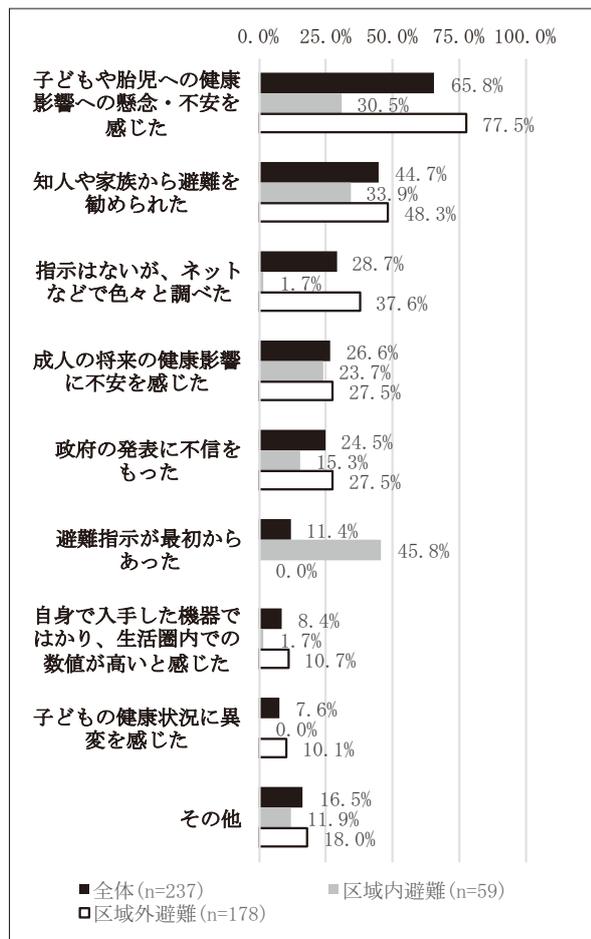


図 17 初期避難のきっかけ

に異変を感じた」ケースも1割強となった。「成人の将来の健康影響に不安を感じた」との回答は、避難区域外を問わず、約27%であった。さらには、もともと持病があるケースなどもみられた。初期避難を決断する背景には、強い不安と動機、そして多様な情報入手努力がひかえていたことが明らかである。

5. 初期避難の場所 (問 18)

それでは、避難者たちは、どこへ初期避難をしたのであろうか。全体で最も多くを占めたのは、親戚・知人の家で、旅館・ホテルが続いていることが、図 18 から読み取れる。区域内外避難で顕著な差異がみられたのは、「公設避難所」である区域内避難者の78.0%が身を寄せたのに対し、区域外避難者による利用はわずか11.8%にとどまった。避難時期が遅かったため、避難所が一杯であったり、すでに閉鎖しようとしていたりする可能性もある。別途行った質的調査でも、避難場所の確保が難しかったり、肩身の狭い思いをした

りするケースがあったという証言もあり、整合している。なお、少数ではあるが、公営住宅や雇用促進住宅に最初から案内された世帯もあった。

ところで、実家へ身を寄せた対象者(14.0%)は、区域外避難者より区域内の方が大幅に高くなっている。他方、区域外避難者の3.4%にみられた新潟県特有の避難先として、NPOが誘致した赤ちゃん避難プロジェクトも挙げられた。

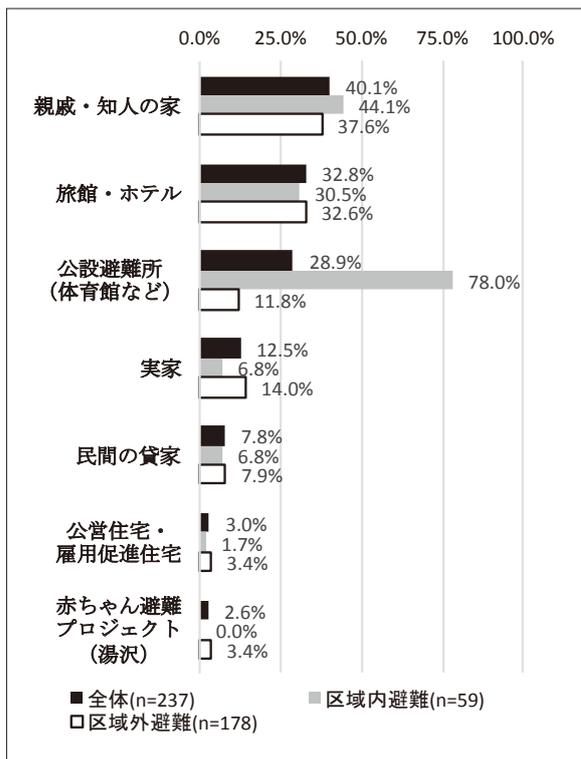


図 18 初期避難の場所

6. 初期避難を行うまでの困難 (問 19)

初期避難は、様々な困難や苦痛を伴うものであった。図 19 によれば、移動に伴う肉体的・精神的負担が、全体で54.9%と、最も高く析出された。とりわけ区域内は約3分の2に及ぶ。付随して、区域内避難では、「移動の困難 (ガソリン不足)」も50.8%、「衣食に関する困難」が49.2%と続いた。「避難先探しの苦労」も45.8%に及んだ。さらに、「退職・休職・転職」も25.4%と続いた。

区域内避難世帯は、文字通り、着の身着のまま避難を余儀なくされた。あるいはごく数時間と限定され、家財道具の取り出しもままならなかった。区域内避難で突出した項目として、「避難元の家の片付け」(11.9%)があるのは、そのためである。一方で、津波により、全てを失った世帯もあった。津波、地震、そして原発事故の多重苦

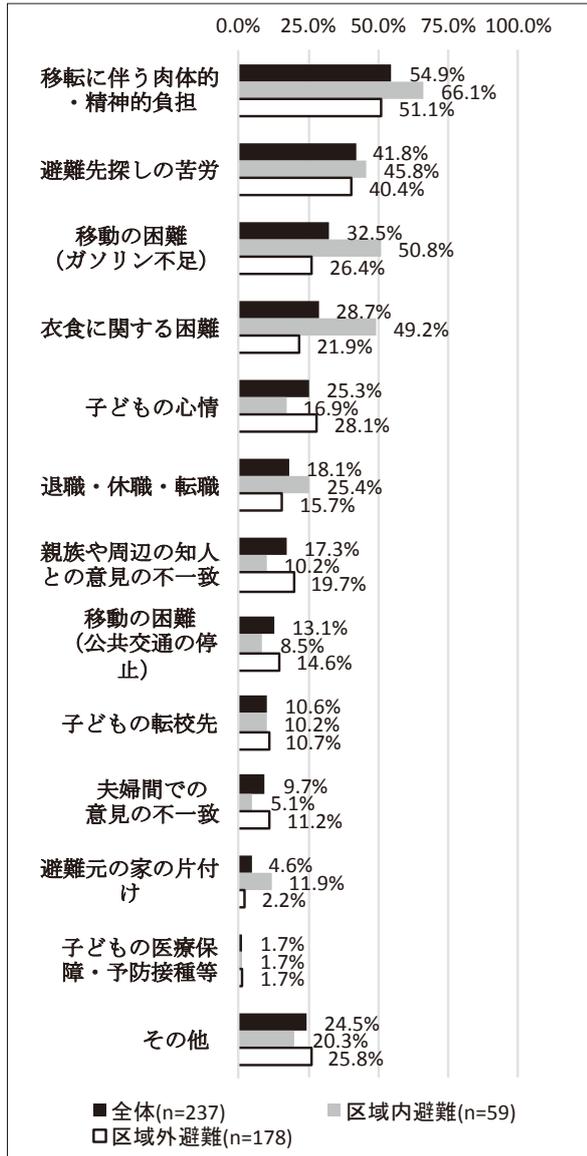


図 19 初期避難を行うまでの困難

より、生活の基盤が根底から崩れさり、全般に極めて苦痛が高いことが窺える。

一方、区域外避難では、「子どもの心情」が、区域内避難より割合が高い。前述したように、子育て世帯の割合が高いことと整合する。また、「夫婦間での意見の不一致」「周囲との意見の不一致」があったケースも多くみられた。避難指示がまま避難をすることに対しての葛藤や批判など、区域外避難特有の精神的な苦勞があることが読み取れる。

7. 初期避難中の苦勞 (問 20)

避難者の苦勞は、初期避難中にますます増大し多様化したことが、図 20 より読み取れる。区域内外を問わず「見知らぬ土地での不安感」を半数

近い人が抱えていた。

これに対して、「衣食に関する困難」を抱えている世帯の割合は、区域内避難に多く、着の身着のままの避難により抱えた困難が、その後も継続したことが窺える。このほか、区域内では、「プライバシーに関する困難」(37.3%)、多数回の避難(3回以上は37.3%、5回以上は19.6%)も多くみられた。

一方、区域外避難では「経済的な負担」「家族から離れた疎外感・孤独感」がいずれも上位となった。このほか区域内避難において、「ペットのこと」(17.6%)、「避難者同士の諍い」(11.1%)も、より多く析出された。

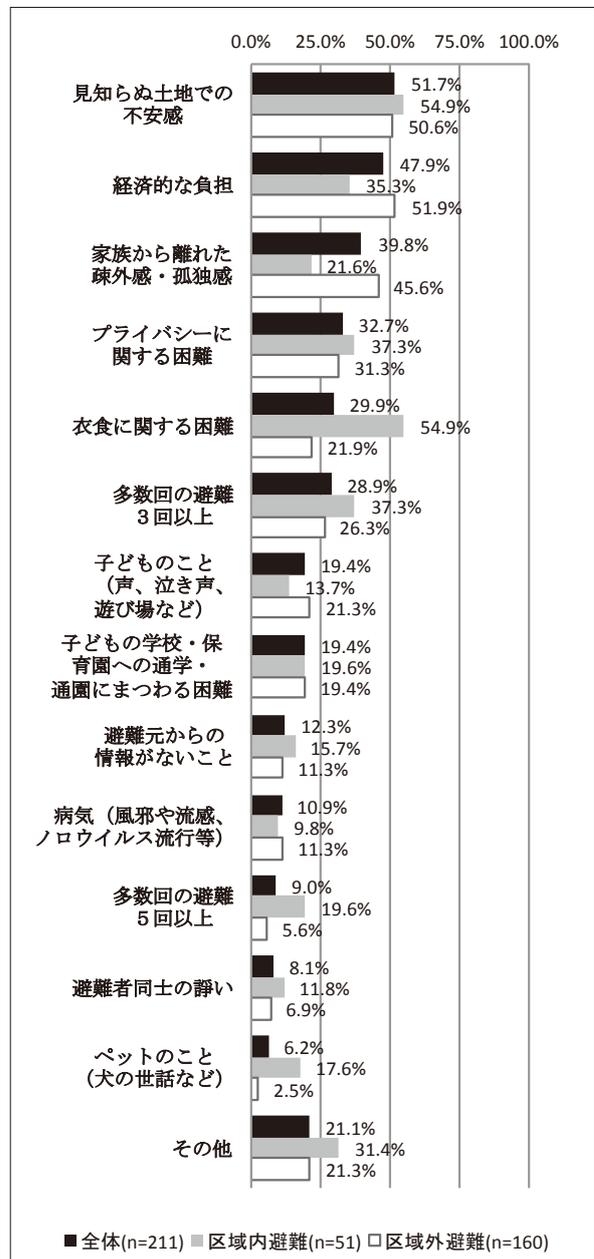


図 20 初期避難中の苦勞

## 8. 小括

本節では、事故後の認識や、初期避難をめぐる決断や行動について、データを見てきた。本節で明らかになったことを確認しておこう。

事故後すぐに避難した原発事故前の居住地の違いによって、行動に違いがみられる。避難指示があった地域に加え、いわき市などの浜通りからは、大量放出があった3月14日深夜までに避難行動を取っている人が多いのに比べ、県中・県南や県北など、いわゆる中通りはその限りではない。大量放出後しばらく留まり、情報収集をするなかで、様々な背景から初期避難を選択している人が多い。

第二に避難指示と実際の避難は、必ずしも一致していない。避難指示があった地域でも半数近くは避難指示と関係なく避難行動をとっており、全体の9割近くは避難指示とは関係なく自ら行動をとっている。とりわけ子育て世代による避難が多いことは、放射線に脆弱とされる子どもや胎児を中心に、将来の健康影響への不安をもったという、強い動機がひかえている。

第三に、初期避難による苦労は、区域内外で異なっている。避難指示があった地域からの避難者は、大半は避難所に身を寄せ、衣食や職業などの生活の基盤を失い、プライバシーもなく、多数の避難を余儀なくされ、苦労の連続であったことが窺える。他方、指示無し地域からの避難者は、主として放射線に脆弱とされる子どもを中心に、健康不安を解消するための避難であった。避難時期が遅かったこともあり、避難所へのアクセスも限られ、経済的負担が大きく、精神的葛藤も高いことが判明した。

### III. 一時帰還と本避難の決断

避難者には、初期避難からそのまま本避難へと避難先を変えながら留まった世帯もいれば、一旦福島へと戻った(=帰還をした)世帯もある。ここでは、初期避難後に、どのように本避難の決断にまで至ったかの経緯を追っていくとしよう。

#### 1. 初期避難からの帰還の有無と帰還時期(問21)

図21によれば、全体では44.3%の世帯が一時帰還をしている。このうち、避難指示のあった区

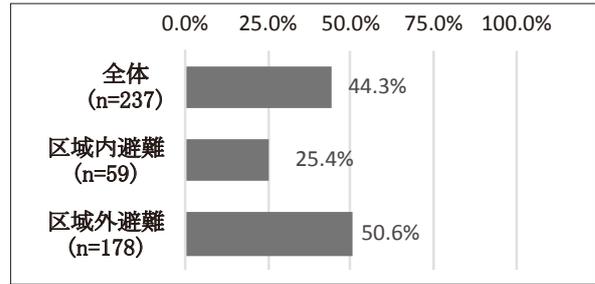


図21 初期避難からの帰還の有無

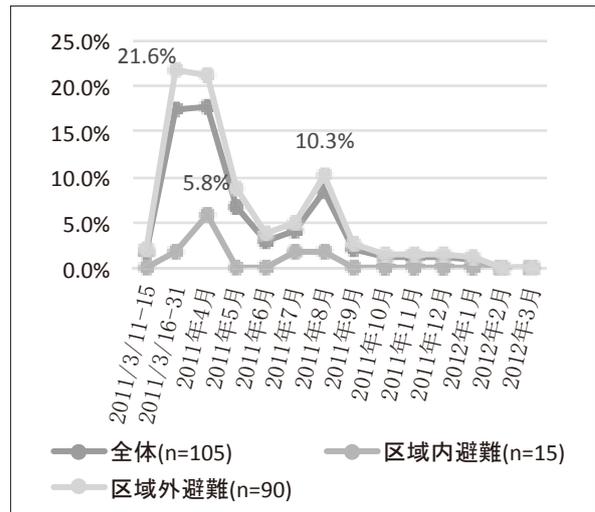


図22 一時帰還の時期

域内避難は約4分の1に留まった。一方区域外避難の一時帰還は半数を超えた。図22に、2011年度内の一時帰還の時期を示した。2011年3月中旬から4月ごろにかけての帰還が最も多く、夏休みを迎える8月頃にも再増加している。

#### 2. 初期避難からの帰還をした理由(問22)

つぎに、図23にて、初期避難から一時帰還した理由を確認しておこう。全体に、子どもの学校開始を理由に挙げた避難世帯が多かった。とくに、子育て世帯が多い区域外避難では41.1%にのぼる。学校再開は4月であり、2011年3月中旬から4月ごろにかけての帰還が最も多かった。一方、区域内避難では、仕事の開始が最も多かった。

続いて、金銭的な負担の重さ、避難所や知人宅に居辛くなったといった回答が続いた。その一方、安全だと判断して帰還したケースは極めて低く留まった。以上からして、初期避難における生活の苦労や葛藤の高さが、主として、一時帰還の理由になっていることが読み取れる。

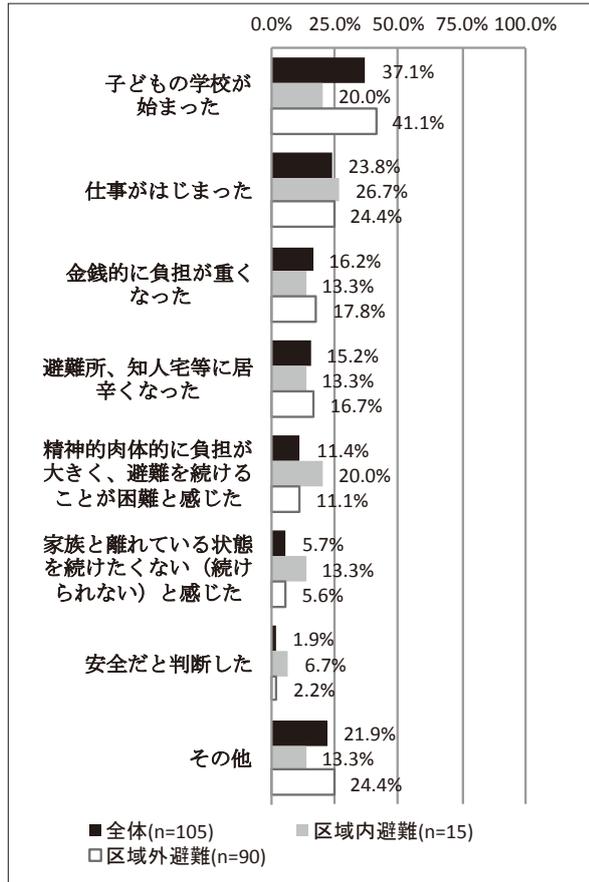


図 23 一時帰還の理由

### 3. 福島在住中の日常生活での不安 (問 23)

初期に避難をしながら一旦帰還した世帯もある。他方、事故から一定期間、福島に在住し続け、後に初めて避難をした世帯もある。こうした世帯は、事故後の福島における日常生活で、どのような思いを抱えていたのであろうか。

図 24 からは、避難時期が遅く一時帰還率の高い区域外避難を中心に、不安が強く出ていることがわかる。最も高いのは、「地元産の食材や水道水を使う不安」(55.1%)であり、区域外避難では6割を超える。類似の項目としては、窓を開けられないなど日常の営みに事故が暗い影を落としていると読み取れる。

「東電や政府の発表への不信感」も 53.2% となり、区域外(55.1%)だけでなく区域内避難(45.0%)でも高い数字となっている。避難の線引きの在り方、除染への不信感、線量が高い方向へ避難させられたことへの不信感なども、東電や政府への不信要素を成している。

一方、区域外避難の割合が顕著に高いのは、やはり、子どもにかかわる項目であった。なかでも

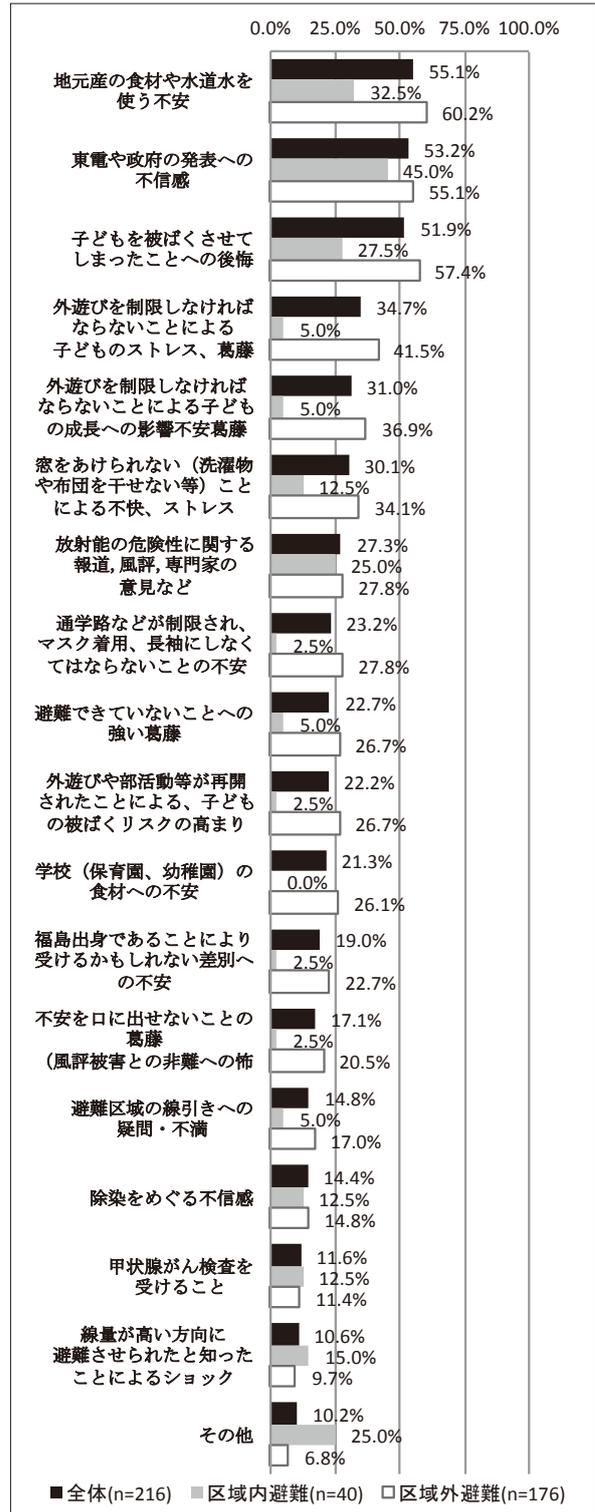


図 24 福島在住中の日常生活での不安

「子どもを被ばくさせてしまったことへの後悔」は半数を超えた。事故後の線量が高い時期に福島内に留まったことへの後悔の念のあらわれであり、「東電や政府の発表への不信感」とも連動している。日常生活において、外遊びを制限しなければならないことによる子どものストレスや、子

どもの成長への影響不安、マスク着用などを強いられる、食材への不安など、不安要素は子どもを育てる環境全般に及び、葛藤の高さが窺える。

さらには、差別の不安や、不安を口に出せないことへのストレス等、心理的ストレスの高さも、区域外避難において顕著であった。

#### 4. 本避難のきっかけ（問 24）

以上にみた福島在住中の不安は、本避難のきっかけとも通底している。図 25 によれば、「将来の健康不安」を感じた避難者は全体で 73.4%、とりわけ区域外避難では 83.7% にも及び、「政府の発表や情報公開への不信」が全体で 42.6%、とりわけ区域外避難では 48.3% に続いた。

区域外避難では、この他に、線量を自ら測るなど、様々に調べた、子どもの成長に悪影響が有る

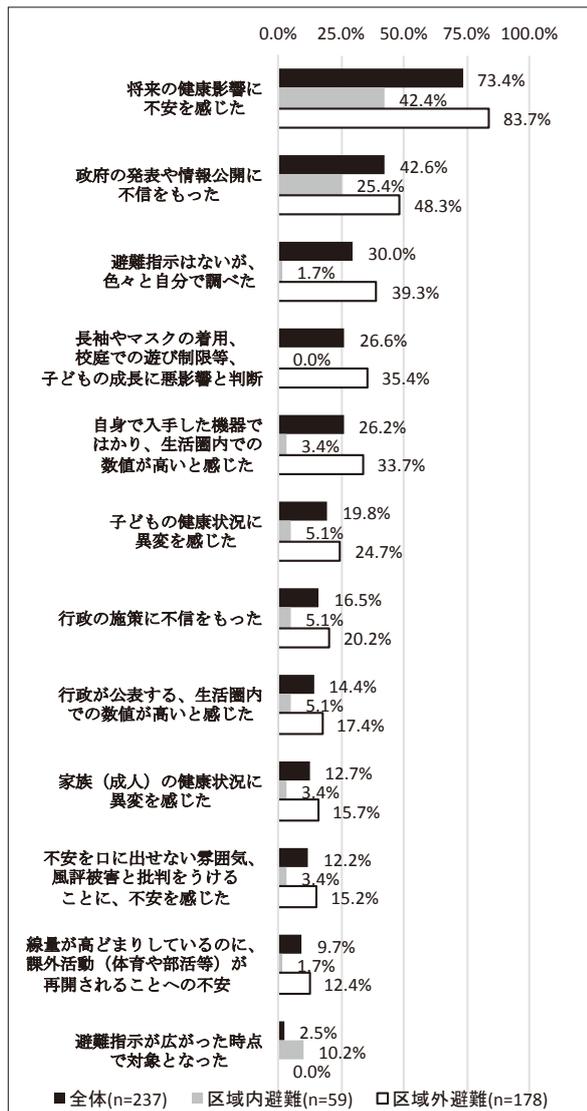


図 25 本避難のきっかけ

と判断した、などの理由が何れも 3 割に及ぶ。

さらには、子どもの健康状況に異変を感じたという世帯も 4 分の 1（全体では 19.8%）、家族（成人）の健康異変も 15.7%（全体では 12.7%）となったが、これらの数値は、2.3.4（初期避難時）と比べて高くなっていることにも注意を払っておきたい。そうした中で、課外活動が再開され、さらなる被ばくを余儀なくされることは、否が応でも区域外避難者の不安をさらに高めたと勘案される。

#### 5. 自ら放射線量計測自宅周辺の測定及び測定した場所（問 25）

さて、本避難のきっかけとして、自ら入手した放射線測定器で線量をはかり、生活圏内での数値が高いと感じた世帯が少なからずいることを先述した。自力での具体的な測定場所について回答した対象者の割合を、図 26 に示した。

全体に、区域内避難者は事故直後に強制的に避難をさせられたためか、回答が少なかった。また

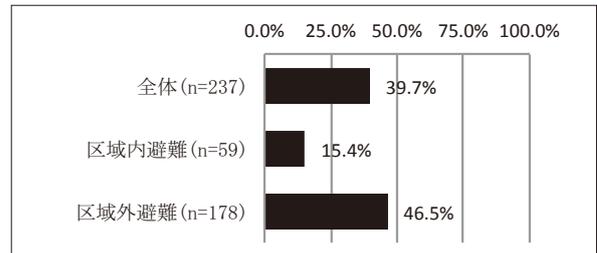


図 26 放射線の自力測定の回答者割合

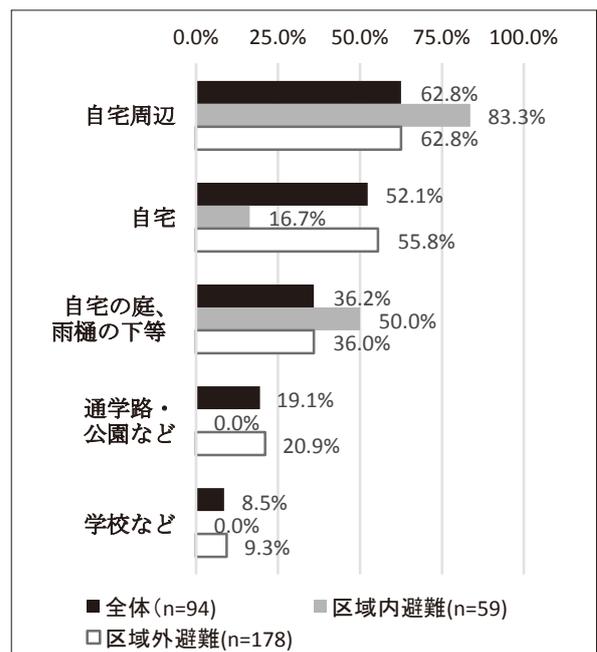


図 27 放射線の自力測定場所

行政機関による計測が行われることから、自力では測っていない世帯が大半である。一方、区域外避難では、放射性測定器を入手し自ら測定する世帯は、半数近くに及んだ。

図 27 に、自力測定をしている世帯を母数として、具体的な測定場所の割合を示した。自宅周辺の計測が最も多く、ついで、自宅、自宅の庭や雨樋の下、などとなっている。なお区域外避難者の半数は自宅内も計測していた。このほか、通学路や公園、学校など、子どもの生活圏の計測をしている世帯もあった。

### 6. 線量測定後の安全についての判断 (問 26)

自力で線量を測定した世帯は、その結果から安全性をどのように判断したのだろうか。図 28 に示すように、全体の 66% が、きわめてリスクが高いと受け止めた。また、区域外避難者の 65.1% は子どもには安全ではないと感じた。「場所によっては、線量が高く、不安になった」「予想より高くて驚いた」「政府や自治体による発表は信用できないと思った」「自治体の発表している線量よりも大幅に高く不安になった」

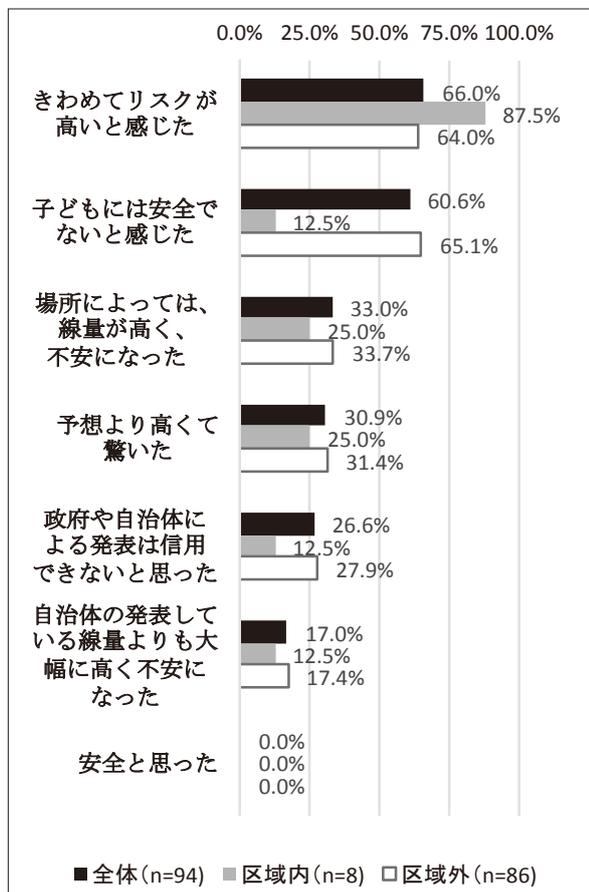


図 28 測定後の安全についての判断

りも大幅に高く不安になった」といった回答が、区域外避難を中心に、多数みられた。一方、「安全と思った」という回答はゼロであった。回答した全世帯が、安全性について否定的な判断をしていたことになる。

### 7. 本避難前にみられた体調不良 (問 27)

本避難のきっかけとして、子どもや家族 (成人) の体調不良を挙げた回答者が一定程度あった。そこで、体調不良の具体的な症状について、確認した結果が図 29 である。本避難前にみられた体調不良として、「鼻血」(10.5%)、「風邪」(2.6%)、「下痢」(2.2%) 等が挙げられる。このうち、区域内避難では「風邪、熱」「肌荒れ」「その他 (の体調不良)」がみられるのに対し、区域外避難では「鼻血」「その他」の回答が突出して多い。

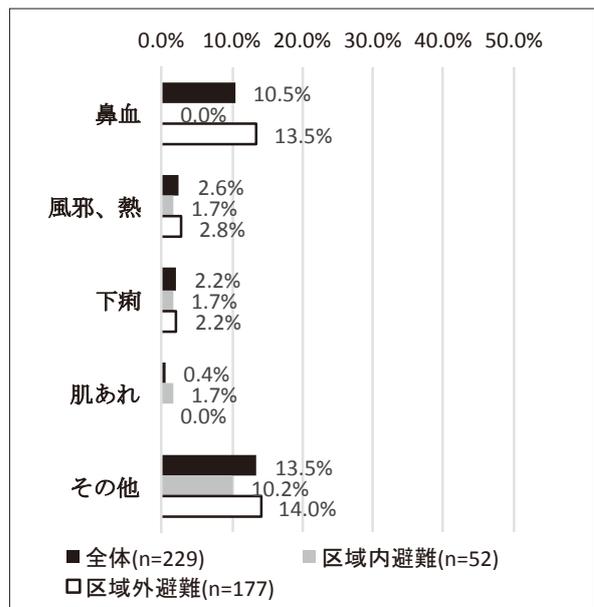


図 29 本避難前にみられた体調不良

### 8. 本避難前の葛藤 (問 28)

上述のとおり、福島在住中の日常生活では、将来の健康不安を中心に、きわめて不安が高い状況にあった。しかし、本避難をすることについて葛藤がなかった訳ではない。むしろ、本避難の選択は、苦渋の選択であった。図 30 によれば、半数以上の避難世帯が「金銭的負担増」、「住み慣れた家を離れる不安」、そして、家族離散の苦痛を選択している。

また、区域内避難では、「住み慣れた家を離れ

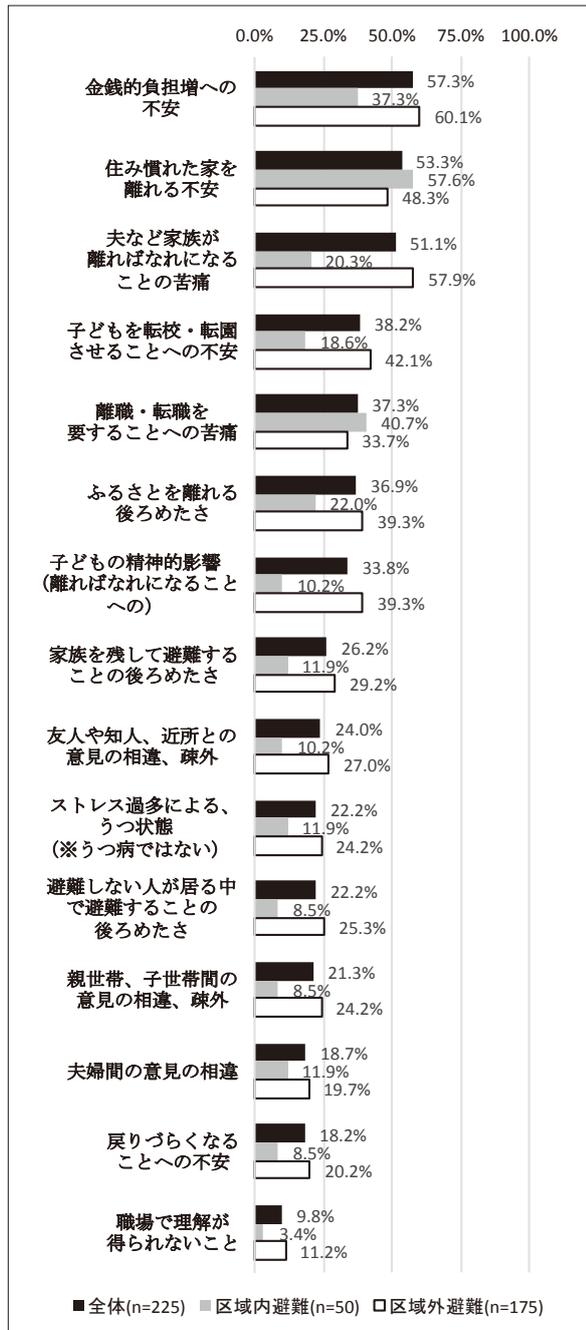


図30 本避難前の葛藤

る不安」「離職・転職を要することへの苦痛」が、4割を超えた。

他方、避難に対しての支援や賠償が極めて限られていた区域外避難では、「金銭的負担増への不安」が6割を超え、「夫など家族が離ればなれになることの苦痛」も約6割にのぼった。「子どもを転校・転園させることの後ろめたさ」「子どもの精神的影響(離ればなれになることへの)」も多くみられる。また、家族や知人がいる中で避難することの後ろめたさ、住み慣れたコミュニティにおける知人や家族等との意見の相違や疎外、な

ど、心理的ストレスも多くみられた。

## 9. 小括

本節では、初期避難からの一時帰還や、本避難にいたるまでの行動や考え方についてデータを見てきた。ここで明らかになったことを、以下のとおり確認しておきたい。

第一に、区域内外では、一時帰還率に大きな差異がみられるということである。避難指示が出ている区域内避難世帯は、多くは一時帰還という選択肢を持たなかった。衣食の充足すら困難を抱え、移動にも不便を抱え、避難先を何度も変えながら苦渋に満ちた避難生活を継続せざるをえなかった。生活の基盤が根こそぎ崩されたことへの苦痛の高さは計り知れない。これに対し、区域外避難の半数は、一方仕事の再開や、学校の新学期の始まりにより、一時帰還を果たしたものも多い。

第二に、一旦帰還した対象者、あるいは避難をせずに留まっていた対象者たちにとって、福島における生活は苦渋に満ち、概して高い葛藤を抱えていたという点である。とりわけ目立ったのは、「子どもを被ばくさせてしまったことへの後悔」であった。初期避難の背景に、放射線に脆弱とされる子どもや胎児を中心に、将来の健康影響への不安があったことを前述した。こうした強い懸念は、一時帰還後も続いた。当事者たちの懸念は、自身で様々な情報を集め、あるいは放射線測定を自力で行う中で、あるいは一部には体調異変が顕在化する中で、さらに強まっていく。外遊びの制限やマスク着用など尋常ではない状況で、子育てを出来ないという悲痛な思いもあったであろう。一方で、避難をすれば金銭的負担が増し、また家族や地域からも切り離される。家族や親戚、知人との意見の相違も、疎外もある。これまでの生活を失う。概して、本避難は、様々な迷いや葛藤の中での、苦渋の決断であった様子が浮きぼりになっている。

第三に、政府や東電への不信が芽生えている点である。区域外避難者による不信は半数近くに及び、極めて強い。様々な情報を集め、また自ら線量を測り、自己防衛策をとるなかで、政府が言うことが合っていないと、不信が増大している。不信を抱くのは、区域外避難者だけではなく、

支援や賠償を受けている区域内避難も、4分の1の対象者が不信について回答したことも、再確認しておく必要がある。

#### IV. 本避難後の生活

前節までに、多様な避難経路や理由について確認した。事故直後より避難しつづけ数カ所を転々とした世帯もある。一旦避難しながら戻り後に再避難を決めた世帯もある。高い葛藤の中でずっと福島に留まりつづけ、悩んだ挙げ句に避難を選択した世帯もある。いずれも苦渋の避難の決断であった。

新潟県へ本避難をするに至った避難世帯は、そ

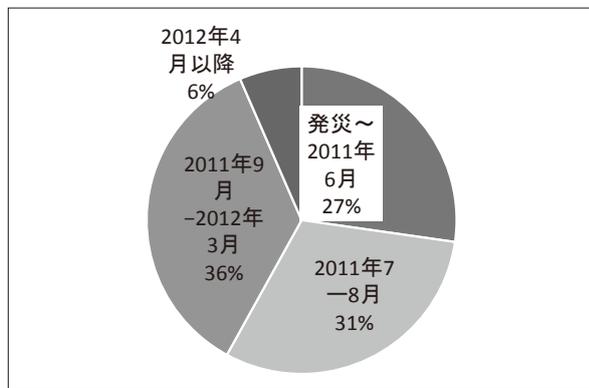


図 31 新潟への本避難の時期 (全体, n=231)

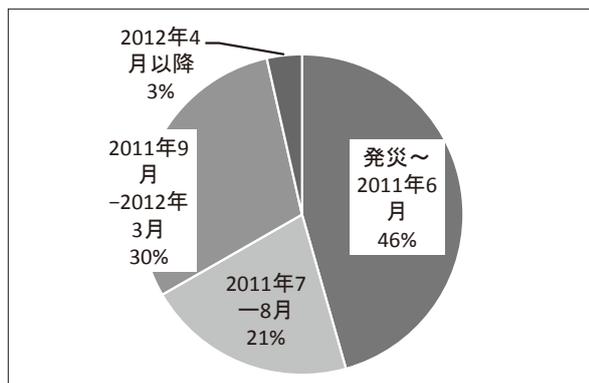


図 32 本避難の時期 (区域外避難, n=57)

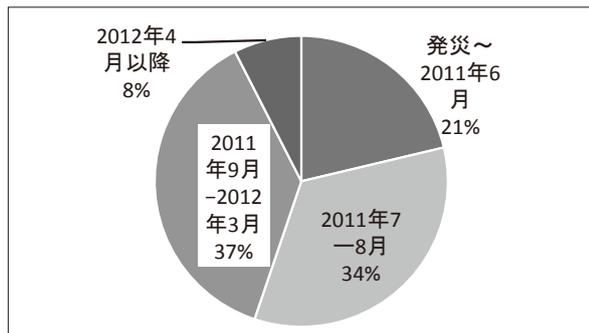


図 33 本避難の時期 (区域外避難, n=174)

の後どのような生活を送っているのであろうか。本節では、新潟県における本避難生活の状況について、データを見ていくとしよう。

#### 1. 新潟への本避難の時期 (問 30)

ここでいまいちど、新潟への本避難時期を確認しておこう。全体としてみれば、9割以上が2011年度内に新潟県に本避難 (= 定住) をしている。このうち、区域内避難では、発災から2011年6月までに約半数が新潟県内に定住しているのに対し、区域外では、同時期に定住した割合は2割に過ぎない。むしろ、夏休み中が34%、年度後半が37%と多くなっている。ここでも、区域外の避難時期が比較的遅くなっていることが確認できる。

#### 2. 本避難の場所 (問 31)

図 34 は、新潟での本避難場所を示している。このうち、実家や親戚の家等は、全体として1割未満であり、地縁を辿っての避難は少なかったこ

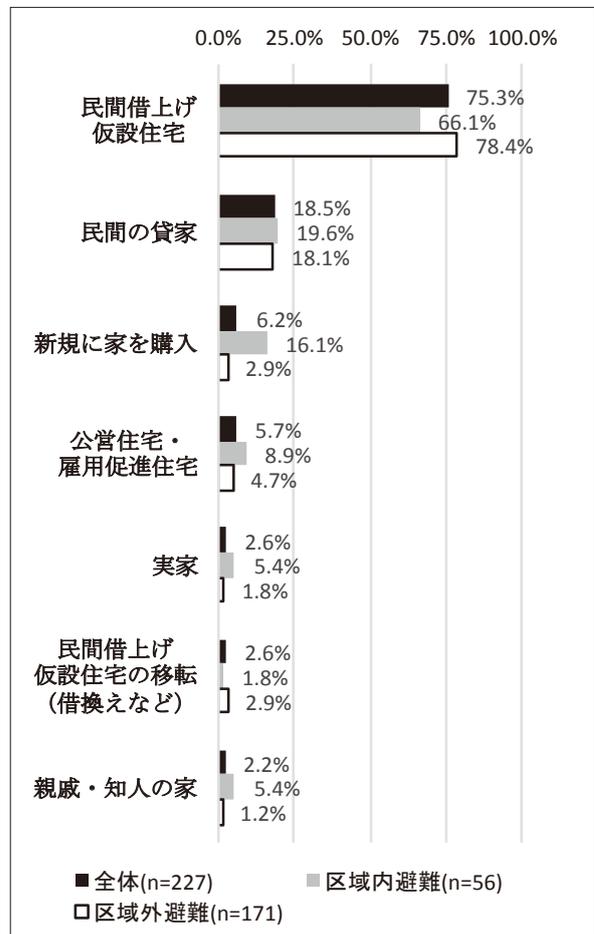


図 34 新潟での本避難場所

とが確認できる。

かわりに多かったのが、民間借上げ仮設住宅である。公営住宅・雇用促進住宅と合わせれば、避難世帯の8割に及び、とりわけ区域外世帯の割合が9割近くに及ぶ。民間借上げ仮設住宅が、支援や賠償へアクセスがない区域外避難者にとって、まさに命綱の役割をしていたことが確認できる。一方、新規に家を購入した世帯の割合は、区域外避難に比べて区域内避難の割合が高い。区域内外で、賠償に大差があったことも、要因と推測される。

### 3. 新潟を避難先にした理由 (問 32)

次に、図 35 において、新潟を避難先にした理由を確認しておこう。ここでも最大の理由は、やはり、民間借上げ仮設住宅制度の存在であった。避難世帯の8割が民間借上げ仮設住宅に住んでいることは、図 34 にて確認済みである。新潟県による民間借上げ仮設制度の開始は、隣県山形県に次いで早かった。また 初期より、区域外避難世帯にも門戸を開いていた。多くの避難世帯が魅力

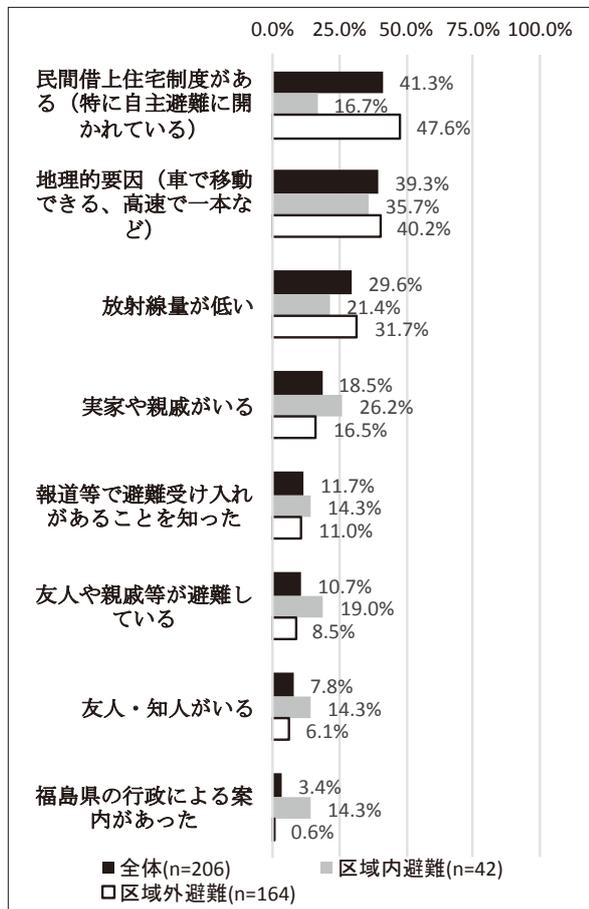


図 35 新潟を避難先にした理由

を感じたことであろう。

一方、「地理的要因」も4割近くの避難世帯が選択していた。母子避難の高さを考えれば、高速で一本のアクセスは重要な要素である。さらに、区域外避難世帯にとっては、放射線量が低いことも重要な理由であった。

他方、区域内避難世帯では、「実家や親戚がいる」、「友人や親戚等が避難している」、「友人・知人がいる」といった回答が比較的多い。区域内避難者が、バラバラになったコミュニティの中で、つながりを模索していることが窺える。

### 4. 本避難に対する家族や親戚の反応 (問 33)

前節、図 30 において、家族や知人との意見の相違や疎外があり、本避難をめぐって葛藤が高まっている様子を確認した。そこで図 36 では、本避難に対する家族や親戚の反応を確認した。全体では63.9%が、家族内で合意をしている。このうち、区域内避難では8割強が家族皆の合意を得られた一方、区域外避難では6割に及ばず、逆に4割強が家族や周囲の人が合意を得ることが難しい状況にあった。避難指示がない地域だからその難しさが如実に顕れている。

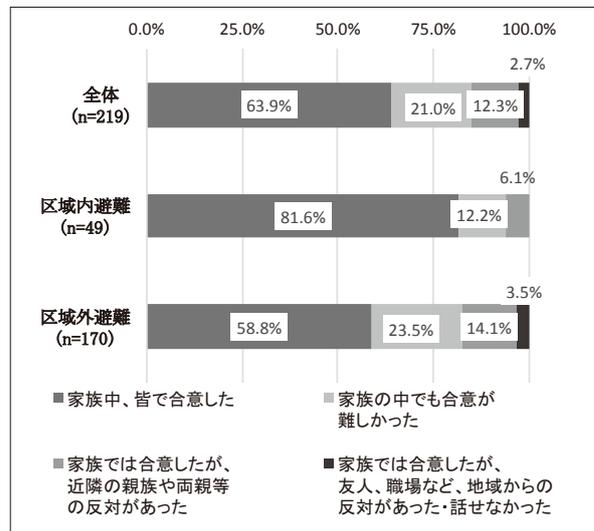


図 36 避難への家族や親戚の反応

### 5. 本避難開始直後の困難 (問 34)

以上にみたように、本避難生活は、苦渋の決断の末に開始された。生活の開始にあたって、避難世帯はどのような困難を抱えたのであろうか。

図 37 に示すように、区域内外を問わず最も回答率が高かったのが、「先行き不安」(68.8%)で

ある。事故の収束がいつになるかも分からず、また、命綱である民間借上げ仮設住宅も1年毎の更新であった。「先行きの不安」は極めて高かったことは疑いが無い。

しかし、それにも増して区域外避難世帯が抱えた困難は、「金銭的支出の増大」(76.4%)であった。区域内外で大幅に支援や賠償が異なったことが、避難生活の安定に大きな影を落としていることがここでも確認できる。とはいえ、支援や賠償へのアクセスがあった区域内避難でも金銭的支出の増大に悩む世帯は39.0%にのぼる。なりわいも住まいも家財一切も失うなか、とりわけ高齢の単身世帯やひとり親世帯を中心に、困窮している

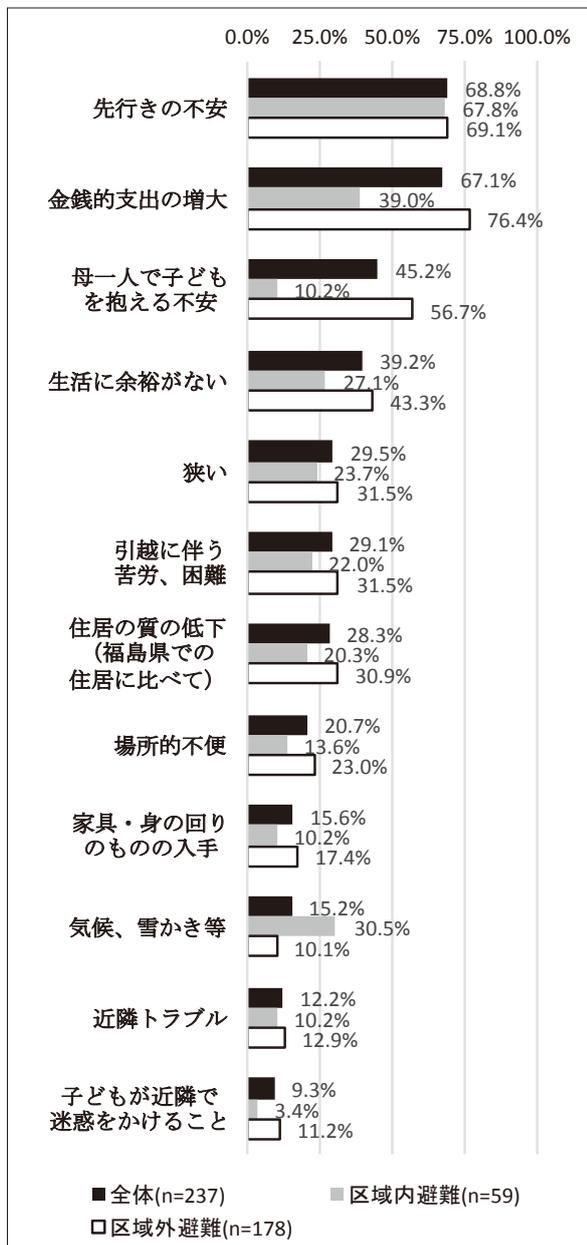


図 37 本避難開始直後の困難

世帯が少なくない。

さらに、「生活に余裕がない」「狭い」「引越に伴う苦勞」「住居の質の低下」もいずれも3-4割と高く析出された。もちろん、そのように回答していないケースであっても、大半は、低賃料の借上げ仮設住宅に住まっている。生活の質の低下は免れ得ないであろう。加えて、「母一人で子どもを抱える不安」、「子どもが近隣で迷惑をかけること」も、区域内避難と比べて圧倒的に高かった。

他方、区域内避難で高く析出されたのは、「気候、雪かき等」であった。2011年の新潟は、雪が例年以上に多い冬を迎えていた。高齢者層が多い区域内避難者にとって、浜通りの温暖な気候に比べれば、新潟の雪に囲まれた生活は、さぞ骨身にこたえたであろう。

### 6. 世帯分離のタイプ (問 35)

図 38 に、本避難開始時の世帯分離状況を示した。母子避難による夫婦分離は、全体の半数を超えるが、とりわけ区域外避難では63.5%にもおよんだ。子どもを守るための避難であり世帯分離であった世帯が多いことが、改めて確認できる。また区域内外を問わず世帯間のみ分離も13%程度みられた。一方、「分離はない」との回答は、全体では35.4%だが、区域内では55.9%と析出された。いずれにしても、事故後に、家族の有様が一変したことは疑いが無い。

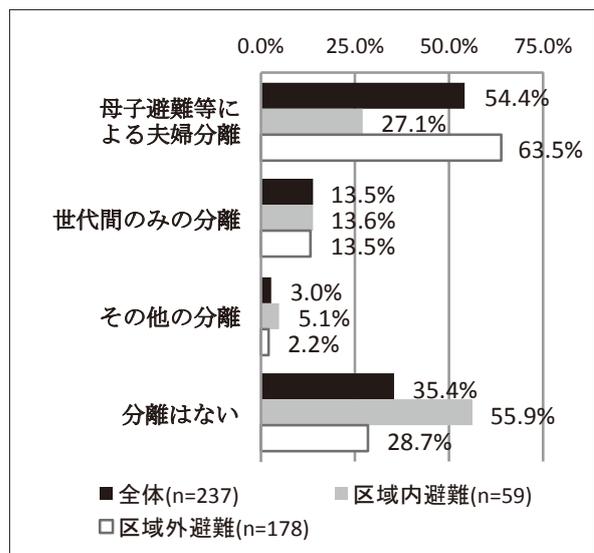


図 38 本避難開始時の世帯分離

7. 陳述書作成時の世帯分離の解消状況 (問 36)

上述の世帯分離は、それでは陳述書作成時までには解消したのであろうか。図 39 によれば、世帯分離と回答した世帯のうち、6 割強が解消していないと答えていた。とりわけ区域内は、解消していない割合が 77.3% と高い。一方、区域外避難は、2 割が帰還、2 割が追加避難によって、世帯分離が解消した。しかし、6 割は解消しておらず、家族の離散が、不可逆的である様子が窺える。

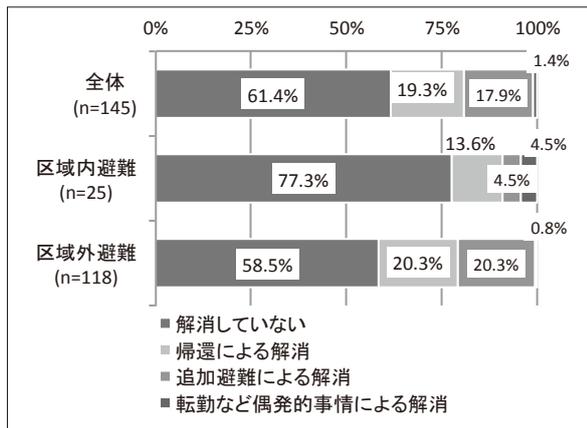


図 39 陳述書作成時点の世帯分離の継続状況

8. 父親が福島と新潟を往復する頻度 (問 46)

新潟への広域避難者は、子育て世帯の避難が、とりわけ区域外において割合が高い。なかには世帯避難をした家族もあるが、母子だけの避難の割合も、既に確認したように半数以上と高い。図 40 は、そのような母子避難を続ける家族における、父親たちの福島と新潟を往復する頻度について、示したものである。全体の 4 割強に該当する 104 世帯 (うち区域内避難は 8 世帯、区域外避難は半数の 96 世帯) からの集計である。「1 か月に 2~3 回」が半数近くと最も多く、区域外避難は「1 週間に 1 回」も 4 割と続いている。福島から新潟県までは磐越自動車道が直通している。いわき中央 IC から新潟中央 IC までは 217km 約 3 時間、郡山 IC から新潟中央 IC までは 145km、2 時間というアクセスであり、他県に比べれば比較的アクセスはよい。とはいえ、往復 4-6 時間を頻繁に往復しつづけることは、父親たちへの負担もさぞ大きいものと推測される。

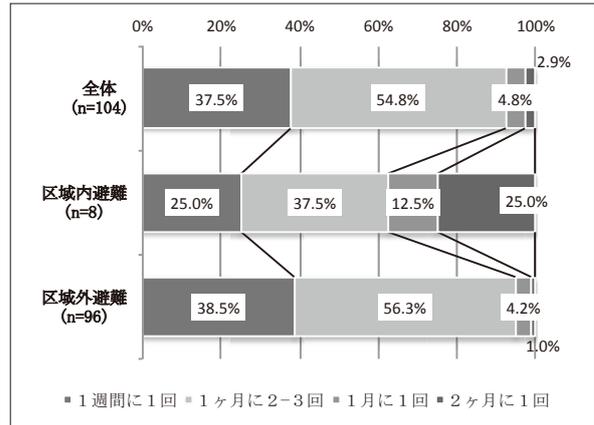


図 40 父親が福島と新潟を往復する頻度(母子避難)

9. 小括

本節では、本避難後の生活についてデータを見てきた。ここで明らかになったことを、以下に確認しておこう。

第一に、本避難の時期も形態も、初期避難と同様に、区域内外で明らかな差異がみられた。避難指示が出ている区域内避難世帯の大半は、部分的に許可されたごく短時間の一時帰宅をのぞき、初期避難から一時帰還することはなかった。一次避難所が閉鎖されるのは概ね 2011 年 7 月であるが、避難世帯の半数近くが 2011 年 6 月まで、7 割方が 2011 年 8 月あたりを目処に、本避難生活場所へと移転をしていった。

他方、およそ新学期が始まる頃に一時帰還をし、あるいは事故後も福島に留まりつづけた区域外の対象者の 8 割は、2011 年 7 月以降に本避難に踏み切っている。子どもの学校の学期にあわせて、夏休みに避難する、年度末に避難する、といった世帯が少なくない。子どもを守るための本避難は、区域外避難世帯の母子避難・夫婦分離を招いた。さらに、区域内外を問わず、世帯分離も促進した。本避難は、家族の形に深刻な影響を及ぼし、幅広く孤立化を招いていったのである。

第二に、こうした本避難生活を支えるのに決定的な役割を果たしたのが、民間借上げ仮設住宅であった。支援や賠償へのアクセスが極めて限られた避難者にとって、正に命綱としての役割を果たしたことが改めて確認できる。とはいえ、避難生活は快適であったとは言い難い。前節で紹介した避難前の葛藤は現実のものとなった。住み慣れた福島で家族や親戚、コミュニティと離れ、後ろめ

たさを抱え、疎外感を感じながら、金銭的に切迫した状況で、生活の質を落とし、息をひそめるように避難生活を開始した世帯が少なからず存在することが、本節のデータから明らかである。さらに、民間借上げ仮設住宅は毎年更新され、いつまで続くかもわからなかった。先行きが見えない不安に押しつぶされそうになりながらの、避難生活の幕開けである。

なお、母子避難の開始は、福島に残り働きつづける父親たちの、福島と新潟の度重なる往復も招いた。新潟県が先鞭を付け、国が再開を決めた高速道路無料化措置は、経済的負担の緩和に一定の効果を持ったであろう。とはいえ、妻子と離れた福島での生活、車での長距離移動による苦難はいかばかりであったか。

## V. 結論：何が明らかになったのか

本稿では、福島原発事故に伴い広域避難を下避難者の避難生活史を、事故前から本避難の生活にいたるまでおってきた。具体的には、原発避難者新潟訴訟における原告 237 世帯の陳述書をもとに、事故後の反応から初期避難、一時帰還と本避難の決断に至るまでの経緯、本避難後の生活状況に至るまで、包括的に把握を試みた。

まず 1 節から、区域外避難が区域内避難の 3 倍にのぼり、その大半は子育て世帯であること、母子避難も多いことが明らかになった。避難により、家族構成にも大きな変化が生じていた。事故後、世帯平均人数は大幅に減った。特に区域内避難では単身世帯化が急激に進行するなど、孤立化が進んだことがみえてきた。

2 節、3 節からは、避難世帯がいつ事故を知り避難を決断したかを見てきた。初期避難時期は、区域内避難に比べて区域外避難が遅く、とりわけ県北を中心に中通りでタイミングが遅い。ただし、避難指示があった地域においても、必ずしも避難指示により実際の避難行動をとったわけではないことがみえてきた。

初期避難による苦労は、区域内外で大きく異なる。避難が強制された区域内避難世帯は、衣食住、職業という生活基盤を初期より失い、着の身着のまま、孤立化を余儀なくされ、何度も避難箇所を変えざるをえなかった。それは、まさに壮絶な体

験であり、想像を絶する苦難の連続であったであろう。区域内避難世帯の多くは、第 4 節が示すように、一時帰還も殆ど経験することなく本避難に移行している。

これに対し、区域外避難では、学校や職場の再開により、多くの世帯が帰還した。しかし、福島における生活は、外遊びの制限やマスク着用など尋常ではない生活環境の中で、別の意味でやはり苦悩の連続であった。健康異変もみられたと多くの避難世帯が述べているが、第 6 節で明らかにされるように、実際に、避難が遅れた地域ほど、子どもの「放射能の影響が考えられる症状の発症」率が高くなっていることも確認しておこう。それはまさしく、健康不安を解消するための避難であり、熟慮を重ねた上での個々にとっての合理的選択でもあった。同時に、経済的負担の増大、仕事の喪失あるいは世帯分離、人間関係や社会的関係の喪失など、様々な自己犠牲を払っての、苦渋の決断であった。この過程において、適切な情報提供や支援・賠償がなされなかったことが、政府への不信を招く結果となった。

続く 5 節は、本避難後の生活状況の概況をとりあげた。放射線量が低く、高速道路で週末通いが可能な距離にある新潟は、母子避難世帯にとって、避難と家族のつながりをギリギリのラインで保つに合理的な立地であったろう。その、本避難地新潟における生活舞台は、民間借上げ仮設住宅となった。区域内外の大半の避難世帯にとって、同制度は、まさしく命綱であったことが改めて確認できる。しかし民間借上げ仮設住宅制度の存在も、先述の自己犠牲の解消には到底いたらなかった。生活の質は、避難への賠償がなかった区域外避難者のみならず、区域内避難者にも生じている可能性が示唆された。

こうした避難の結果、避難世帯たちは、どのような困苦、苦悩をかかえ、何を失ったのだろうか。そうした中で、帰還について、また賠償や支援については、どのように考えているのだろうか。

以上についてのデータも収集されているものの、紙幅の都合により、本稿で取り上げることが出来ない。本編続編となる「原発避難生活史の量的考察 (2) 避難生活で失ったものと、帰還、賠償、支援への考え方」(次号に掲載予定) において取

り上げていきたい。

## 謝辞

本研究の一部は、科学研究費補助金（基盤研究（C）No. 15K11928「広域災害支援におけるプロセスの継承に関する学際的研究～新潟県を事例として」）によった。

本研究のデータ収集に関して、サンプル提供や、入力に協力頂いた新潟弁護団の弁護士の方々、とりわけ近藤和彦氏、遠藤達雄氏、二宮淳悟氏に感謝する。本稿のデータ整理について、宇都宮大学国際学部国際社会学科4年生、佐藤春菜による協力に感謝する。

なお、本稿に先立って、新潟裁判の陳述書量的データの一部を用いた分析内容を、『2017年度新潟県委託 福島第一原発事故による避難生活に関するテーマ別調査業務調査研究報告書—子育て世帯の避難生活に関する量的質的調査』第2章（高木竜輔・小池由佳）、第3章（阪本公美子）に掲載している。同調査の業務チーム内での議論は、本稿の分析に大いに役立った。この場を借りてお礼申しあげる。

関礼子、高木竜輔、藤川賢（2018）『2017年度新潟県委託 福島第一原発事故による避難生活に関するテーマ別調査業務調査研究報告書—子育て世帯の避難生活に関する量的質的調査』：[http://www.pref.niigata.lg.jp/shinsaifukko\\_ushien/1356877762498.html](http://www.pref.niigata.lg.jp/shinsaifukko_ushien/1356877762498.html) 2018年5月15日閲覧。

日本弁護士連合会（2017）『弁護士白書 2017年版』  
日本弁護士連合会。

除本理史（2013）『原発賠償を問う：曖昧な責任、翻弄される避難者』岩波書店。

<sup>1</sup> 除本、2013。

<sup>2</sup> 福島原発ひろしま訴訟避難者弁護団、および、原発事故被災者支援関西弁護団事務局長の白倉典武氏による作成地図を、日本弁護士連合会（2017）「資料 2-2-6-4 福島第一原子力発電所事故被災者に関する主たる集団訴訟の訴訟提訴状況（2017年3月31日現在）」に基づき更新した。

<sup>3</sup> 高橋他（2018）、資料3に収録。

<sup>4</sup> 高橋他（2018）第4章～第7章。なお、高橋他（2018）資料1に、原発避難者の証言データ（大人15名、子ども11名）を掲載。

<sup>5</sup> 厚生労働省大臣官房統計情報部（2012）『グラフで見る世帯の状況』2012年

<sup>6</sup> 総務省統計局（2018）

## 参考文献

厚生労働省大臣官房統計情報部（2012）『グラフで見る世帯の状況』。

総務省統計局（2018）『社会生活統計指標—都道府県の指標—2018』「社会生活統計指標 H. 居住」。

高橋若菜、清水奈名子、阪本公美子、小池由佳、

# Life History of Nuclear Evacuees (1) From Accident to Evacuation

## Quantitative Analysis of the Statements of Plaintiffs from 237 Households in the Fukushima Nuclear Accident Compensation Case in Niigata

TAKAHASHI Wakana and KOIKE Yuka\*

### Abstract

This paper presents the first half of a 7-year life history of nuclear evacuees, based on a quantitative analysis of the statements of plaintiffs from 237 households in the Fukushima nuclear accident compensation case in Niigata Prefecture of Japan.

The evacuees from inside evacuation zones were comprehensively forced to lose their livelihoods, food, clothing and housing from the beginning. Many of them had no place to return to and had to change their place of residence several times. Families and communities were fragmented and most evacuees suffered from isolation. Their stories detailed horrific suffering and ongoing hardship.

On the other hand, many of the evacuees from outside evacuation zones returned home due to the resumption of schools and workplaces. However, living in an extraordinary environment was a hardship for them, in particular for families with infants and children. Some children suffered from abnormal health conditions. Many parents expressed regret for allowing their children to be exposed to radiation and feared adverse effects in the future. Most gathered information and about half of them measured radiation levels by themselves. They carefully considered measures to eliminate radiation risk. Re-evacuation occurred as a rational choice for individuals. At the same time, it was a bitter decision which required various self-sacrifices, such as an increased economic burden, loss of work or household separation, loss of human relations and social relations, mostly caused by recognition gaps over radiation risks and evacuation. More than 60% of them decided to live apart; mothers with infants and children evacuated, while husbands remained in Fukushima due to work and commuted to their family over weekends driving several hours. During this process, many doubted that the government had properly provided them with information, support or compensation. Eventually, many came to distrust not only the TEPCO but also the government.

(2018年6月1日受理)

---

\* University of Niigata Prefecture, Professor